

# 「尊厳死」予告の米女性死亡

## 医師処方薬を服用



【ロサンゼルス共同】脳腫瘍で余命わずかと言われ、「尊厳死」を選ぶと言っていた米西部オレゴン州の女性ブリタニー・メイナードさん(37)の写真、AP (Commission & Choices) 提供  
■が予告通り一日、自宅で医師から処方された薬を服用し、死亡した。米メディアが一日報じた。

メイナードさんが活動を支持していた尊厳死を推進するグループの広報担当者は、メイナードさんが自宅の寝室で、家族ら愛する人たちの腕の中で穏やかに亡くなったと述べた。

メイナードさんは亡くなる当日、交流サイト、フェイスブックのページに「愛する家族、友だちよさようなら。世界は素晴らしいところ。旅はいつも私の最良の教師だった」と書き込んだ。教育の修士号を持つメ

イナードさんはネバールの孤児院で勉強を教えるなど、世界中を精力的に旅していたという。

メイナードさんは一月に脳腫瘍と診断され、四月に余命半年と宣告された。それまで住んでいたカリフォルニア州から、死を選ぶ末期患者に医師が薬剤を処方することが認められているオレゴン州に夫婦で転居。十一月一日に尊厳死を実行すると公表し、国内外で「死の権利」をめぐる論議

## 日本では殺人罪の恐れも

尊厳死をめぐる日本では、患者の意思に基づき延命治療を施さないケースはあるが、今回のようなケースは別次元の問題として捉えられている。患者を死なせる目的で医師が薬剤を投与したり、処方したりすると殺人や自殺ほう助罪に問われる恐れがある。

・神奈川県の大病院で一九九一年、医師が末期がん患者に塩化カリウムなどを注射して死なせた「東海大安楽死事件」では、医師が殺人罪で起訴され、九五年に執行猶予付きの有罪判決が確定。横浜地裁判決は①耐え難い肉体的苦痛がある

はオレゴン州、ワシントン州、モンタナ州など計五州で同様の措置が認められている。

②死期が迫っている「など」医師による「安楽死」が認められる四要件を示し、議論を呼んだ。川崎市で九八年に起きた川崎協同病院事件では、患者の気管内チューブを抜き、筋弛緩剤を投与した医師が殺人罪に問われ、二〇〇九年に最高裁で有罪が確定している。

を巻き起こした。オレゴン州では一九九七年、米国で初めて法的に尊厳死が可能になった。現在